

卓越大学院プログラム委員会専門委員の選考について（案）

平成30年 月 日
卓越大学院プログラム委員会決定

1 選考方法

専門委員については、卓越大学院プログラム委員会規程（平成30年4月1日独立行政法人日本学術振興会規程第38号）第3条第3項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会理事長が任命するが、その際、以下の選考方針に留意し選考を行う。

2 選考方針

専門委員は、以下のいずれかもしくは複数の観点に該当する者の中から選考する。その際、所属機関、出身大学、専門分野等のバランスを考慮する。

- (1) 中央教育審議会委員をはじめ、科学技術・学術審議会委員、日本学術会議や学会の要職等の経験があり、高等教育等の高度な人材養成に関する幅広い識見を有する者
- (2) 学長・理事等として大学の経営やマネジメントに関する経験を有する者
- (3) 外国の大学等における勤務など、海外での研究経験を有する者
- (4) 外国の大学院で学位を取得している者
- (5) 産学官等の複数の機関等において勤務経験を有する者
- (6) 産業界、行政機関等において組織運営や人材養成に関する豊富な経験を有する者
- (7) 研究者として特定の専門分野において高度な知見を有する者